

2010年5月13日

年金改革をめぐる論点

高山憲之（一橋大学）

1. 公的年金の基本性格：世代と世代の支えあい
2. 年金不安・年金不信の主要な原因
 - 1) 信頼が失墜している政府：
宙に浮いた年金記録、願望込みの年金収支将来予測等
 - 2) 膨大かつ増加する一方のレガシーコスト：図表 1、図表 2

←社会・経済における予想外の変化（人口リスク、経済リスク）
←容易でない給付抑制・負担増（政治リスク）
3. 新たな恐怖（Bad Start, Bad Finish）の出現：
まともな雇用と賃金を若者に！ 図表 3
4. レガシーコストの処理問題
 - 1) 新年金制度創設とは別問題である
 - 2) ポイントは“負の選択”
 - 3) 2004年改革の主要内容：
保険料の毎年小刻み引上げと上限固定（→掛金建てへの実質切りかえ）／給付抑制（マクロ経済スライド）／国庫負担の引き上げ
 - 4) 2009年時点における問題点
 - ①見直されなかった「デフレ下のスライド規定」：
給付水準の持続的上昇を放置（図表 4）
 - ②納得が得られなかった財政検証結果：経済前提の変更
 - ③国庫負担引き上げに必要な恒久財源：未確定のまま
→必要な追加的施策（受給開始年齢の引き上げを含む）
5. 年金改革時に求められる基本的スタンス
 - 1) 年金を“政争の具”としない：
超党派の「年金改革円卓会議」（仮称）設置し、まず以下 5 項目の共通部分（最大公約数）確認を

- ①厚生年金の民営化はしない
- ②公的年金の基本部分は賦課方式（みなし掛金建てを含む）で運営する
- ③所得比例部分は社会保険方式を採用し、財源は保険料とする
- ④税を財源とする年金給付を新設し、それによって無年金者や低額年金受給者を支援する
- ⑤公的年金の給付水準としては老後生活費の基盤的な部分を賄うことができる水準を今後とも維持していく

- 2) “evidence-based policy（客観的事実や証拠に基づく政策立案）” とする
- 3) 年金数理に対する信頼の回復を：
年金数理部局を年金局から分離・独立させ、中立機関化する

6. 新年金制度創設にあたって考慮すべき主要なポイント

- 1) 最低保障機能の強化：無年金・低年金対策
財源確保／既得権・期待権の尊重（移行期間問題）
→ 消費税負担を基礎年金への拠出と見なす（[図表 5](#)、[図表 6](#)）
- 2) 実務の現場に過大な負荷をかけない
 - ①制度を一本化し、本人の煩雑な手続を不要にしても、問題は残る
 - ②容易でない保険料の適正徴収（零細企業・経営不安に直面している企業・非正規・自営業者等）
コンプライアンスには負担が伴う／コンプライアンス費用は企業規模に逆相関（適用逃れ、滞納、申告ミス、偽装、不正申告等を誘発）／税と共通の番号制度は切り札となるか（韓国の例：いわゆるクロヨン問題）
→ [図表 7](#)、[図表 8](#)、[図表 9](#)
- 3) 税と社会保険料の一括徴収を
事業主が納付義務者となっている税・社会保険料の徴収をまず一元化
cf. 年金記録管理・給付支払い・年金相談業務等も歳入庁が担当するのか
- 4) 企業年金・職域年金は「上乘せ」よりも「つなぎ」機能の強化を

参考資料：

- 1) 高山憲之「消費税財源の最低保障年金－新たな提案」（高山憲之著『年金と子ども手当』第3章5節、岩波書店、2010年）
- 2) 高山憲之「年金の2009年財政検証に寄せて」（高山憲之著『年金と子ども手当』第4章、岩波書店、2010年）

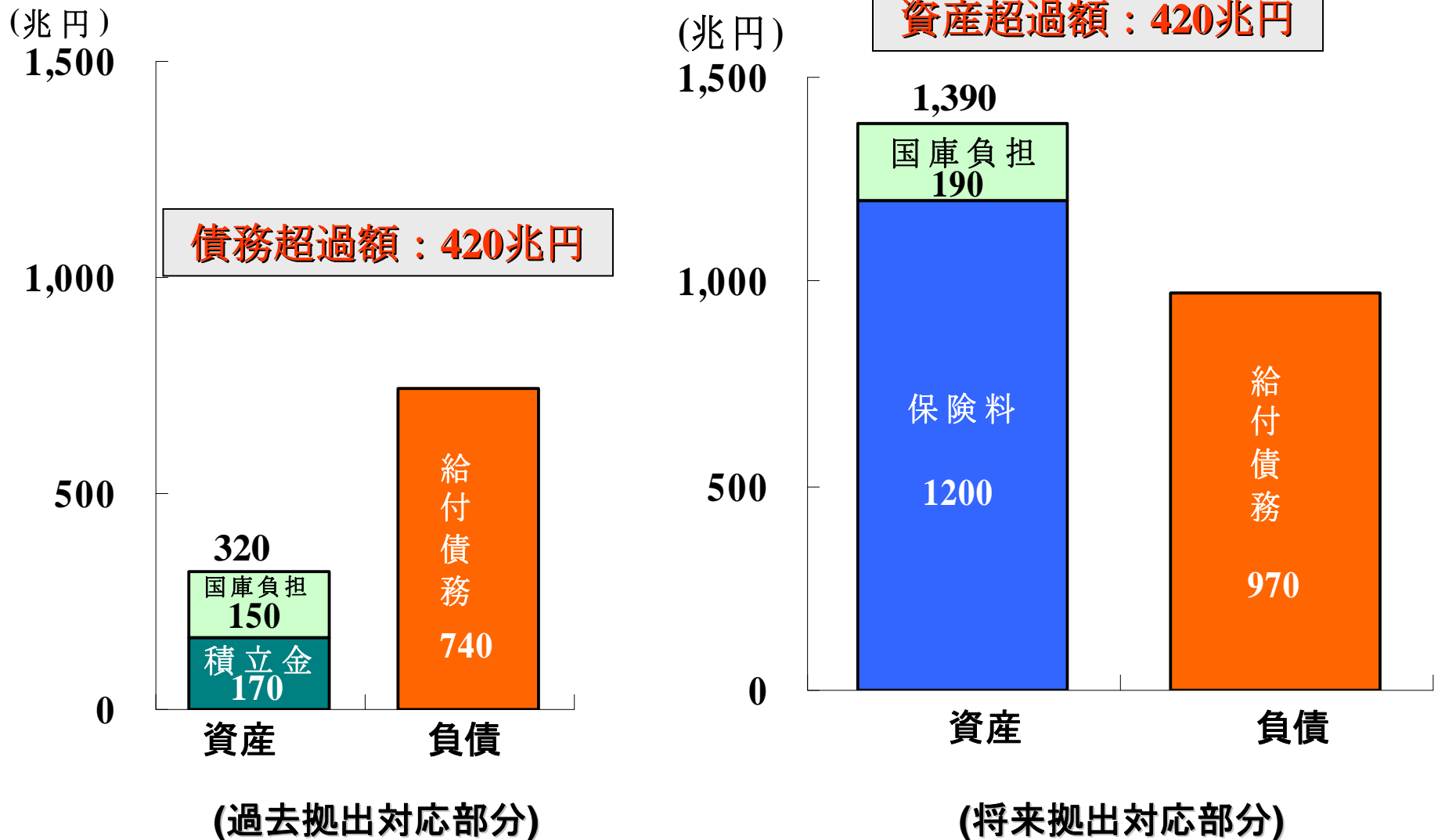
高山憲之のホームページ：

<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/>

以上

図表 1 厚生年金のバランスシート:

(2005年3月末時点)

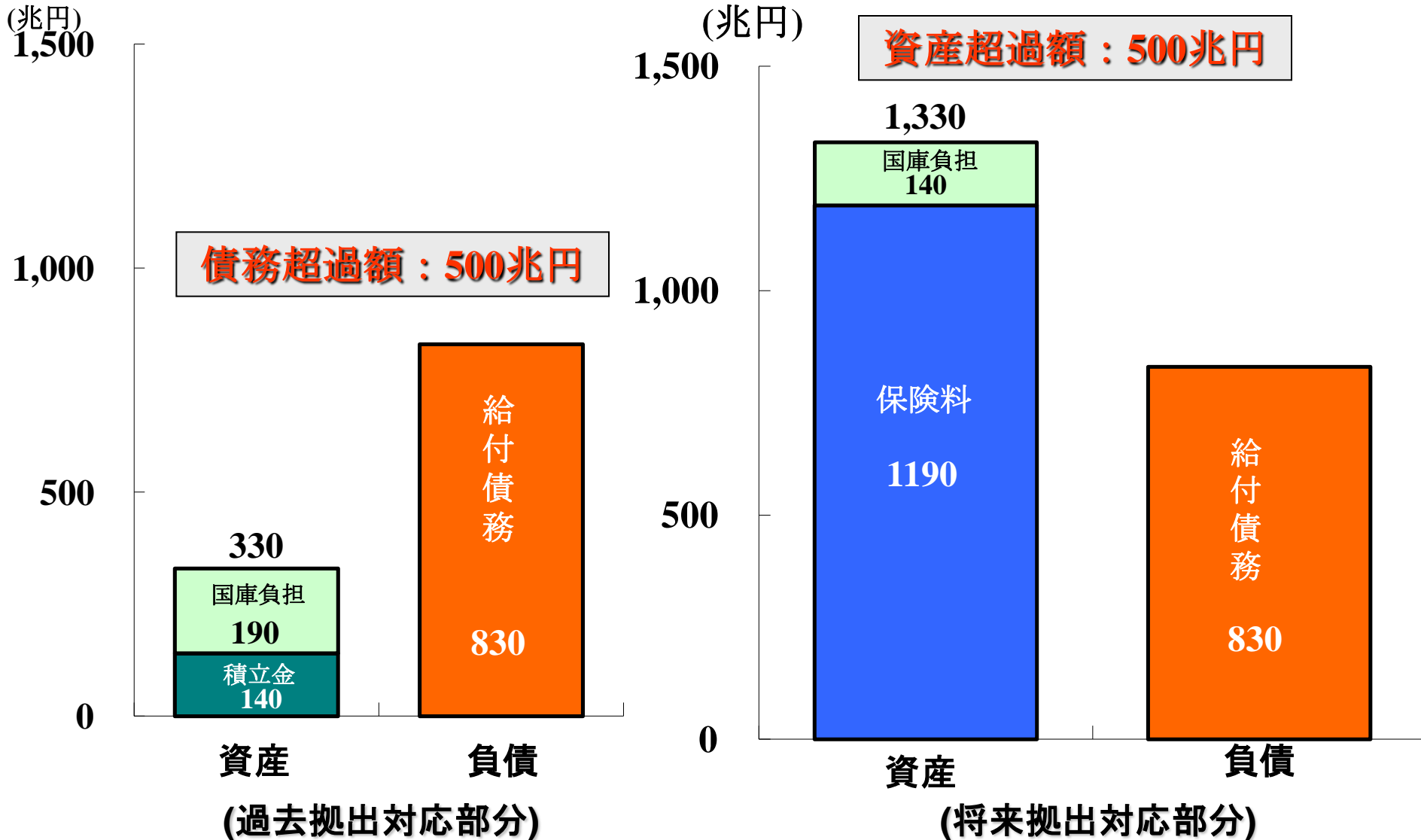


(注) 賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、割引率3.2%、保険料18.3%まで引き上げ。

(出所) 厚生労働省『平成16年財政再計算結果』より高山が作成した。

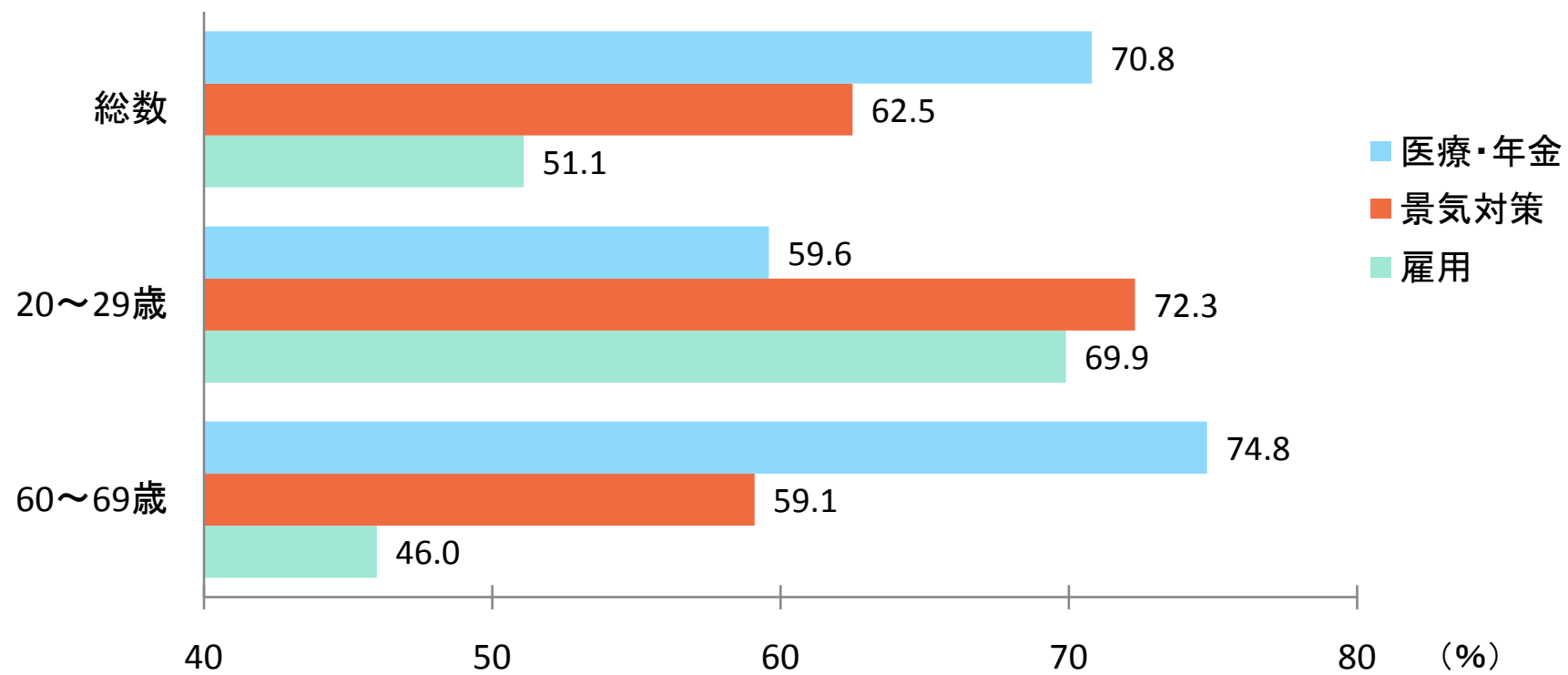
図表2 厚生年金のバランスシート:

(2010年3月末時点)

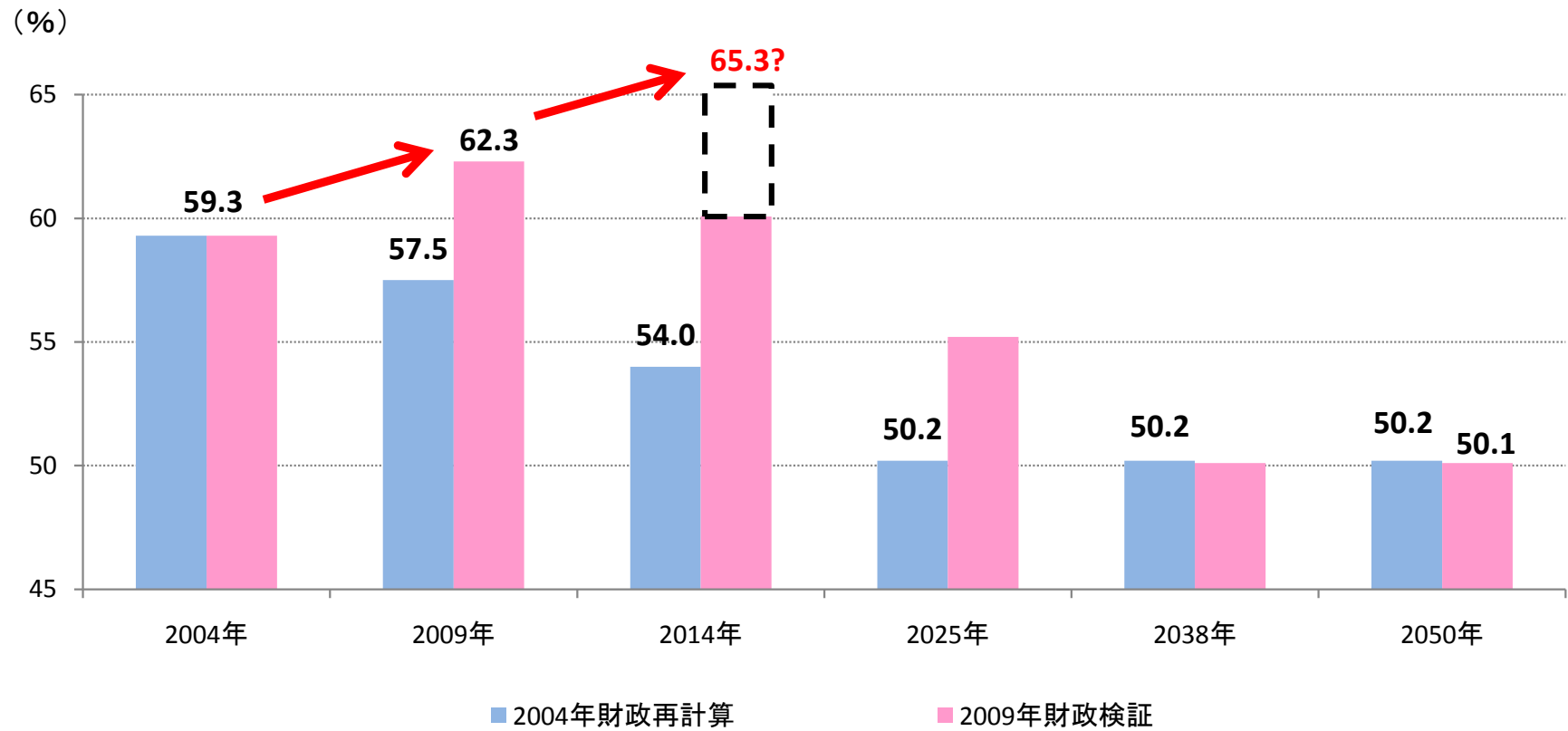


(注) 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、割引率4.1%、保険料18.3%まで引き上げ
 (出所) 厚生労働省『平成21年財政検証: 基本ケース』より高山が作成した

図表3 「国民生活に関する世論調査」における政府に対する要望(2009年6月)

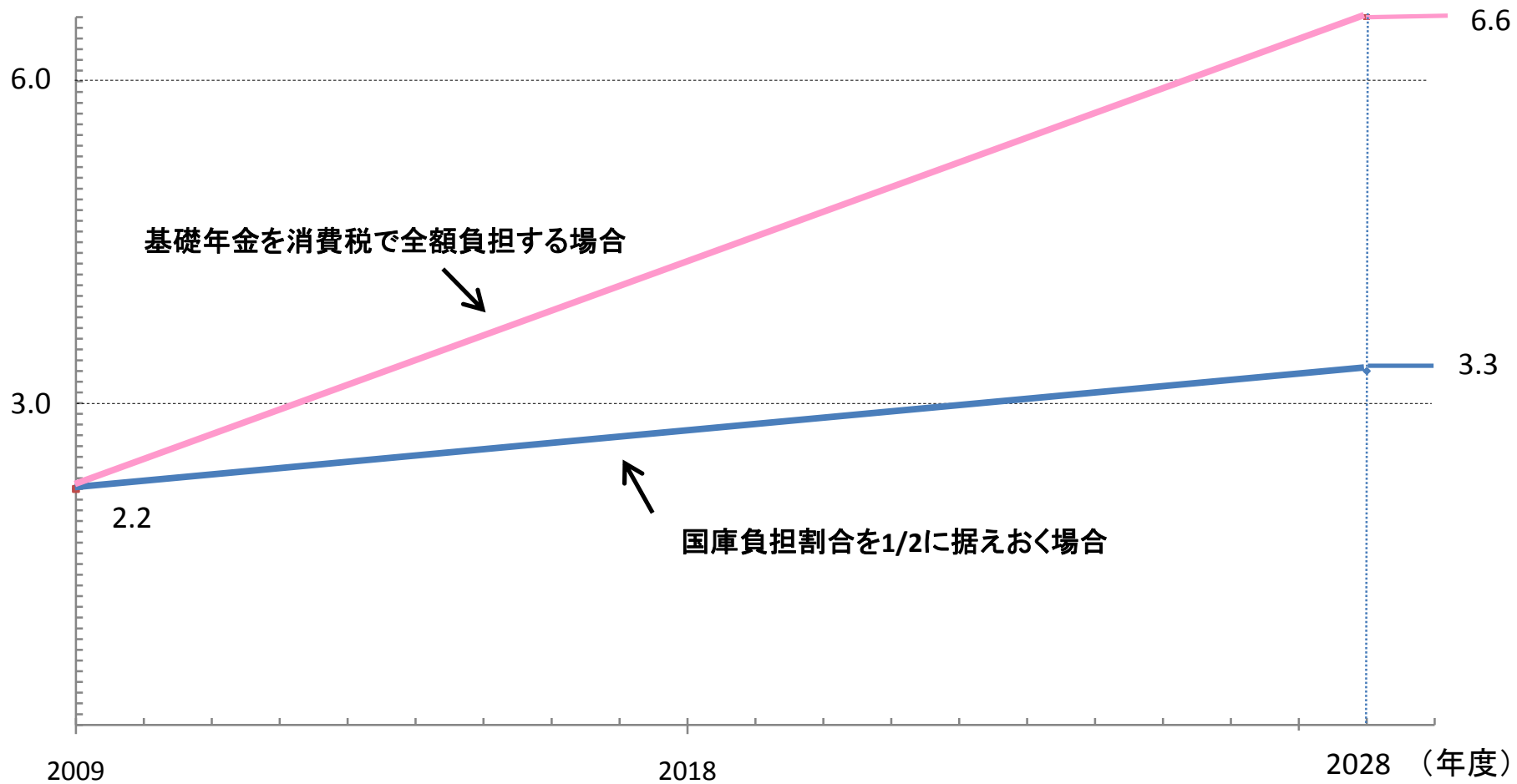


図表4 専業主婦世帯の所得代替率



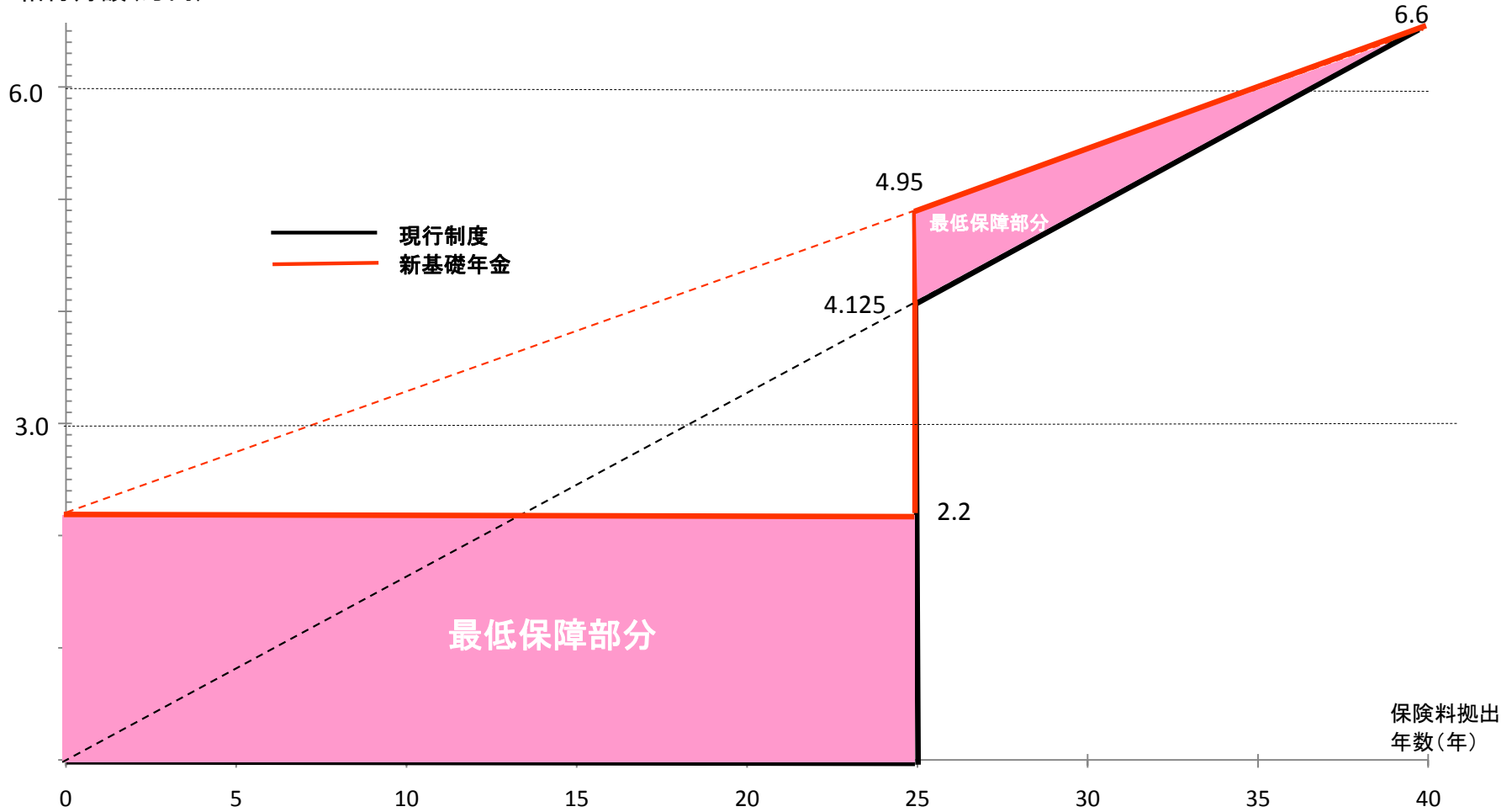
図表5 移行期間における最低保障年金月額イメージ図

給付月額(2009年度価格、万円)



図表6 新基礎年金給付月額(案):2009年度に65歳になった新規裁定者の場合

給付月額(万円)



図表7 従業員規模別にみた厚生年金保険の適用状況(2008年9月1日時点)

規模別	事業所数(%)	被保険者数(%)
総数	1,726,669(100%)	35,184,736(100%)
5人未満	928,050(54%)	1,799,857(5%)
5～9人	351,640(20%)	2,307,974(7%)
10～19人	209,951(12%)	2,829,304(8%)
20～99人	187,894(11%)	7,647,813(22%)
100～299人	34,942(2%)	5,751,995(16%)
300人以上	14,192(1%)	14,847,793(42%)

出所) 社会保険庁 資料

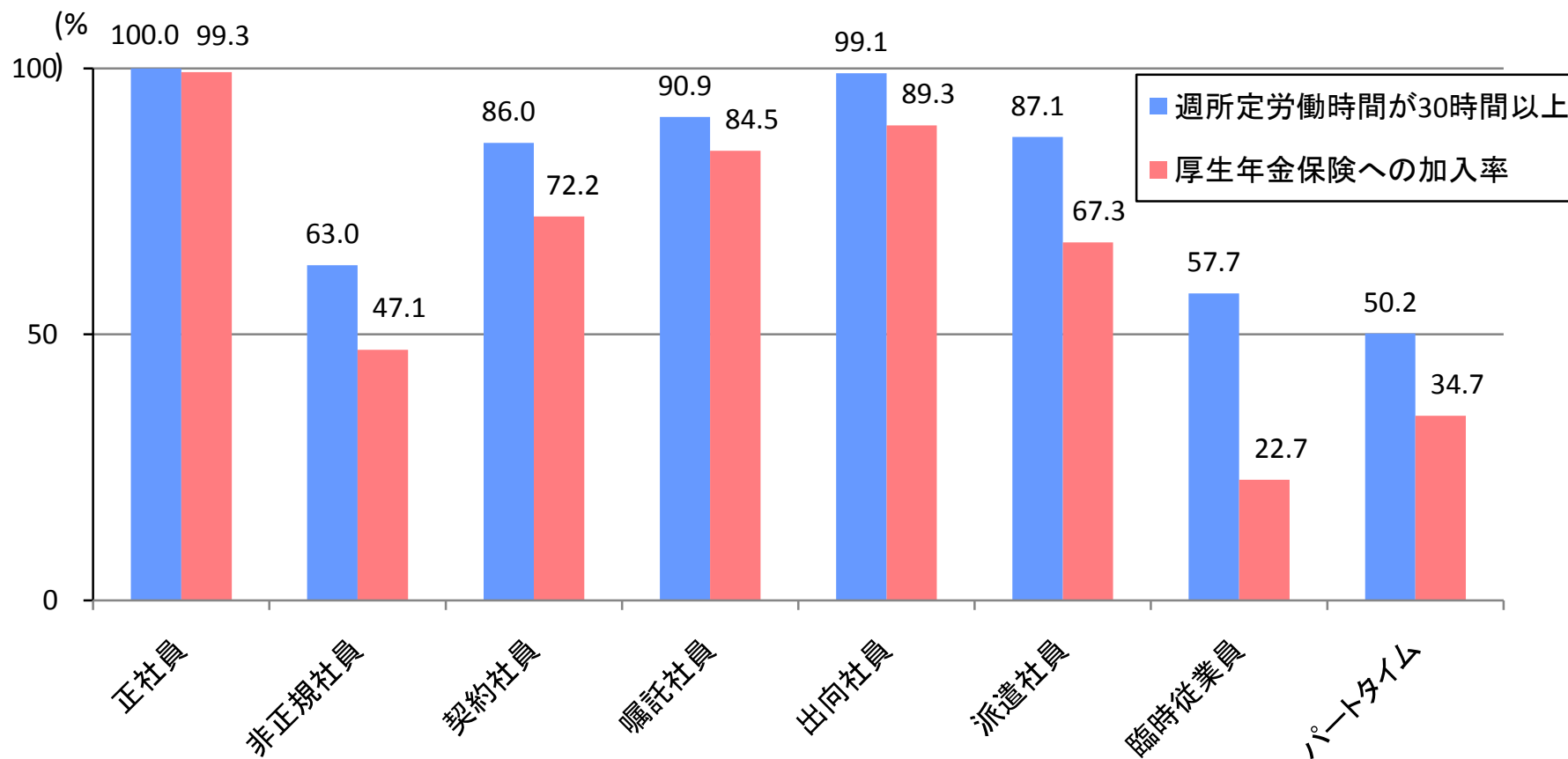
図表8 従業員規模別にみた保険料滞納事業所数(2009年5月31日時点)

規模別	事業所数(%)
全喪	26,136(17.8%)
5人未満	85,597(58.2%)
5～19人	28,451(19.3%)
20～49人	4,994(3.4%)
50人以上	1,993(1.4%)
総数	147,171(100.0%)

出所) 社会保険庁 資料

注) 事業所全体の滞納率は8.5%程度である(事業所数ベース)。
5人未満の事業所のみ限定すると滞納率は9.2%程度になっている。

図表9 就業形態別に見た厚生年金保険への加入率



出所) 厚生労働省『平成15年 就業形態の多様化に関する総合実態調査』の個人調査